

土地区画整理法第103条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業について換地処分がありましたので、同条第4項の規定により公告します。

平成26年8月22日

京都市長 門川 大作  
(建設局都市整備部整備推進課)